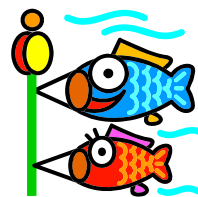


アイリス事件簿（ニュース）！！

長かったゴールデンウィークも終わりましたが、いかがお過ごしでしたでしょうか。一律1,000円の影響などもあり、高速道路は大渋滞だったようですね。私も、ここ20年くらい車を所有せず、運転もほとんどしていなかったのですが、やはり便利さに負けてつい1ヶ月ほど前に安い中古車を買って、車にもETCをつけてもらいました。そこで、連休中は家族と車で出かけることが多かったのですが、結局高速には乗らず近場で過ごしました。写真は5月4日に撮ったどこの有名な鯉のぼりなのですが、場所は万博公園です（角野）。



今月のトピックス ～「民法、抜本改正へ」について～

4月19日付日経によると、法務省は、民法が定める契約ルールを抜本改正する方針を固めたようです。主な内容は、①企業や消費者が結ぶ「契約」に関する基本契約原則を明文化②契約違反などが起きた場合の賠償責任の考え方を最近の実態に合わせて改める、という方向で、トラブル防止や紛争解決の迅速化、消費者保護につなげるのが狙いようです。2011年の通常国会への法案提出を目指すようです。

改正のポイントの一つは、私法の基本原則とも言える「過失責任の原則」、すなわち「過失なければ責任なし」という考え方について、「契約を守らなければ一定の責任が生じる」という原則に改める、という点です。これは、記事にもあるのですが、例えば売り主が一定期日までに商品を引き渡さない場合、現行法では、売り主に「過失」がなければ、賠償責任が発生しないのですが、改正法では、「過失」のない売り主に一定の賠償責任を負わせることにするようです。根本原則の変更ともいえる改正です。

また、現行の消費者契約法にもある「事業者の勧誘が不適切だった場合、消費者が契約を取り消せる」といった内容を、上位法である民法にも盛り込み、消費者保護を打ち出したものになっています。

当法人でも最近、連鎖販売取引、いわゆるマルチ商法の会員になった方からのご依頼で、支払った入会金、会費の取り戻し請求や、投資対象の不動産を購入した方からの、事業者交替に伴う契約内容の引き継ぎの有無の確認などを内容証明を通じてお手伝いしています。その際に、やはり考え方の基礎になるのは、民法の契約ルールの考え方になります。今回の改正の方向は、ある意味で消費者保護の色彩を重視したものと言えますが、ビジネスを展開する事業者の方にとっても、どういう場合に自らが責任を負い、場合によって賠償責任を負わなくてはならないのかを、あらかじめ予測することにもなります。2011年の国会への法案提出ということでまだ先の話ですが、十分な対策が必要です（角野）。

《アイリス一口情報》

この不景気を吹き飛ばしてくれそうな、とある方にセミナーを依頼し快く引き受けていただきました。日にちは、7月22日（水）です。また詳細が決まり次第ご案内しますので、ご予約の方は是非お願い致します！追伸：私のGWは名古屋詣ででした。（山根）

当法人と提携している 社会保険労務士 上田正裕先生による、

中小企業緊急雇用安定助成金 に関する相談会を随時開催！（事前予約制です。）

場所：アイリス行政書士法人打合せルーム 料金：1時間 5,000円

アイリス行政書士法人

〒532-0011 大阪市淀川区西中島5丁目13番24号 アンシャンテ新大阪503号

TEL 06-6889-6018 FAX 06-6889-6048

info@iris-gyosei.com

http://www.iris-gyosei.com